

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

北海道の農業・農村は、地域の特色を活かした多様な農業経営が展開され、安全・安心で良質な食料を安定的に供給するとともに、美しい農村景観を形成するなどの多面的な機能の発揮を通じて、地域を災害から守り、国土を保全し、私たちの生活にうるおいと豊かさをもたらしています。また、食品加工や生産資材、農業機械、観光など他産業とも深く結び付き、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っています。

しかしながら、経済のグローバル化が進展する中、人口減少・高齢化の進行や集落コミュニティ機能の低下、ライフスタイルや消費者ニーズの多様化など、様々な変化に直面しています。

この計画は、本道農業・農村の役割や期待を踏まえつつ、情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道農業・農村振興条例」（平成9年北海道条例第10号。以下「条例」という。）第6条に基づき、策定しました。

2 計画の性格

- (1) 条例の目的を達成するため、本道の農業者や関係者のみならず、広く道民が共有すべき農業経営体と地域農業・農村のめざす方向性を示すとともに、我が国の食料の安定供給に引き続き貢献していけるよう、主要品目の生産努力目標と技術開発の展望を示すなど、道農政の中期的指針としての役割を果たすものです。
- (2) 国などに対して、本道の実情に即した農業・農村の振興に関する政策提案や制度の改善要望を行う施策の基本的な方向を示したものです。
- (3) 市町村や関係団体などが、地域の実情に即した主体的な取組を行う際に、参考として活用することを期待するものです。
- (4) 道農政全体の基本的な方向や主要な施策を示すものであり、担い手の育成・確保や食の安全・安心の確保、農畜産物の生産振興、農業農村整備の推進など個別の計画や方針等を策定している分野については、その計画や方針等に基づいて具体的な施策を推進します。（関連する主な計画等は次頁参照）

3 計画期間

他計画との整合性等を考慮して、平成28年度から32年度までの5か年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、北海道農業・農村振興審議会の意見を聞いて、計画の見直しなど必要な措置を行うこととします。

〈関連する主な計画等〉

- 食料・農業・農村基本計画（国） 平成27～31年度
- 北海道総合計画 平成28～37年度
- 北海道創生総合戦略 平成27～31年度
- 北海道食の安全・安心基本計画【第3次】 平成26～30年度
- どさんこ食育推進プラン(北海道食育推進計画【第3次】) 平成26～30年度
- 北海道クリーン農業推進計画（第6期） 平成27～31年度
- 北海道有機農業推進計画（第2期） 平成24～28年度
- 北海道農業経営基盤強化促進基本方針 平成28年3月策定
- 北海道農業振興地域整備基本方針 平成28年3月策定
- 第7次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画 平成28～37年度
- 第9次北海道家畜改良増殖計画 平成28～37年度
- 北海道家畜排せつ物利用促進計画 平成28～37年度
- 北海道果樹農業振興計画 平成28～37年度
- 北海道花き振興計画 平成28～37年度
- 北海道農業農村整備推進方針 平成24年9月改定
- （地独）北海道立総合研究機構中期計画（第2期） 平成27～31年度